

令和 7 年度

大阪府の施策推進に関する提言

令和 7 年 1 月

自由民主党大阪府議会議員団

大阪府の施策推進に関する提言

今般、大阪府の各種施策の推進にあたって、自由民主党大阪府議会議員団としての提言をとりまとめたので、議員団の総意として提出する。

提言内容の実現にあたっては、最大の努力をされるよう強く要望する。

令和7年12月22日

大阪府知事

吉村 洋文様

自由民主党大阪府議会議員団

幹事長 しかた 松男

政務調査会長 中井 もとき

目次

I	コロナと共に存する社会づくり	1
1	感染拡大防止対策等	1
(1)	保健所支援体制の充実	1
(2)	コロナ後遺症	1
2	府民の暮らしと経済を支える対策	1
(1)	児童・生徒が安心して学べる学習環境の整備	1
(2)	オンライン診療の普及促進	1
(3)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について	2
(4)	公定価格で運営される事業者に対する物価高騰対策の実施	2
II	経済の再生と成長戦略	2
1	「国際金融都市・大阪」の目指すべき方向性	2
2	2025年日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）後の大阪全体の成長に向けて	3
3	世界遺産・日本遺産	3
(1)	太陽の塔の世界遺産登録	3
(2)	日本遺産の取組みへの支援	3
4	国際会議の誘致と府立国際会議場の改修	3
5	大阪観光局を中心にオール大阪の観光戦略	3
(1)	観光力の強化	3
(2)	大阪観光局	5
(3)	関西国際空港の活用	5
(4)	関西三空港のあり方	6
(5)	大阪港湾の活用	6
6	スポーツメガイベントを起爆剤とした観光戦略	6
(1)	スポーツ施策の推進	6
(2)	eスポーツ	6
7	統合型リゾート（IR）誘致とギャンブル等依存症対策	6
8	世界都市OSAKAブランド委員会の設立	7
III	「強み」を活かす産業・技術の強化	7
(1)	スタートアップ支援、ベンチャー支援	7
(2)	商工予算や人員の確保	7

(3) 法人府民税均等割に係る超過課税の基金化	7
(4) 中小企業支援	8
(5) 商店街の振興	8
(6) 『(仮称) 大阪・アジア連携局』の設置	9
(7) 世界一を支える大阪(ものづくり企業のアピール)	9
(8) 産業用地の確保	9
(9) 企業誘致の推進	9
(10) 彩都・健都・中之島(Nakanoshima Qross)が連携した健康・医療関連産業の成長促進	9
(11) 科学技術の振興	10
(12) 電力供給確保等エネルギー政策	10
(13) 第4次産業革命への対応	11
(14) 産業人材の育成・確保	11
(15) 就労対策等	11
(16) 大阪の農林水産業の活性化	11

IV 強靭化で「強い大阪」の実現 12

1 災害に強いまちづくり	12
(1) 防災対策	12
(2) 水害・土砂災害対策	14
(3) 地震被害への対応	14
(4) 広域避難への取組み	15
(5) 密集市街地の解消	15
2 インフラの充実	15
(1) 交通渋滞の解消、インフラの維持管理、環境対策	15
(2) 市街化調整区域の土地利用	16
(3) 大阪府の景観形成	16
(4) スマートシティ・スーパーシティ	16
(5) 地域公共交通の維持	16
(6) 金剛山ロープウェイ	16
(7) 地籍調査の拡充	17
(8) 道路標識等の点検・更新	17
(9) 運輸事業振興助成補助金の適正な予算化	17
3 交通ネットワークの強化	17
(1) 高速道路等の整備等	17
(2) 鉄道ネットワークの整備等	18
4 大阪への首都機能・国際機関等の移転等	18

5 公的ストックの再生	19
(1) 大阪城東部地区のまちづくり	19
(2) 万博記念公園駅前周辺地区の活性化と安心安全なまちづくり	19
(3) 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業	19
(4) ユニバーサルデザインの普及促進	19
(5) 咲洲庁舎のあり方	19
(6) 企業版ふるさと納税制度のさらなる活用等	20
(7) 泉北ニュータウン・千里ニュータウンの再生	20
(8) 府営住宅のあり方	20
(9) 都市緑化等	20
(10) 地域コミュニティの醸成等に向けた公営住宅等のストック活用	20
(11) 民間ドライビングスクール等への光明池運転免許試験場の開放	21
(12) 学校統廃合後の跡地活用	21
6 環境にやさしいまちづくり	21
(1) 公共施設における再生可能エネルギー100%電気の導入促進	21
(2) 住宅用太陽光発電及び蓄電池の普及拡大	22
(3) ゼロエミッション車の普及促進	22
(4) 公用車のゼロエミッション化	22
(5) ZEB・ZEHのさらなる普及拡大	22
(6) 災害時避難所におけるEV・LPGの投入	22
(7) 食品ロス削減への取組み	23
(8) 脱炭素ポイント制度の普及拡大	23
(9) プラスチックごみ削減の取組み	23
(10) 「全国豊かな海づくり大会」の大坂開催と地域の活性化	23
V 未来を担うひとづくり	23
1 幼児教育の発展と質の向上、子ども・子育て支援制度	23
2 子どもの「人間力」を高める教育	24
(1) 国旗・国歌	24
(2) 郷土愛・「公共」の精神の涵養	24
(3) 校則	24
(4) 道徳教育の充実	24
(5) 国語教育の強化	24

3 「学ぶ環境」の充実	25
(1) 私立学校への私学助成制度の充実	25
(2) 私立幼稚園等に対する私学助成制度の充実	25
(3) 子どもの体力向上	25
(4) 部活動の地域移行	26
(5) ヤングケアラーへの支援	26
(6) 学力の向上	26
4 「学校力」を高める取組み	27
(1) 教育行政基本条例及び府立学校条例の運用	27
(2) 教頭不足への対応等	27
(3) 教員不足の解消に向けた取組み	27
(4) 教員の加配	28
(5) 教育管理職の待遇改善について	28
(6) 教育環境の充実	28
(7) 安全な学校づくり	29
(8) 学校施設の熱中症対策	29
(9) 支援教育・支援学校の充実	30
(10) SNSにおけるリスク対策	30
5 國際都市・大阪に向けて	30
(1) 府立高校における特別入学者選抜実施校の増加	30
(2) 防災における多言語対応	30
VI 安心施策の充実で「やさしい大阪」へ	30
1 出産・子育て応援社会の実現	30
(1) 子ども運賃の無料化	30
(2) 出産・子育て応援のための社会環境づくり	30
(3) 子どもの貧困対策	32
2 医療体制の充実	32
(1) がん対策	32
(2) 総合的な健康増進・医療体制と施策の充実	32
(3) 歯科保健医療の充実	33
(4) 看護職員の事務作業の効率化のための制度改善	33
(5) 国民健康保険制度改革	33
(6) 福祉医療費助成制度の拡充	34
(7) 骨髓バンクドナー支援助成制度の創設	34
3 女性や子どもたちが安心して暮らせる社会の実現	34
(1) 児童虐待の撲滅	34

(2) 被害者に配慮したDV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進	34
(3) 里親制度の充実	34
(4) 性犯罪・性暴力対策	35
(5) 受動喫煙防止対策	35
4 高齢者が生きいきと暮らせる社会の実現	35
(1) 認知症対策	35
(2) 介護基盤の充実	35
(3) 地域医療介護総合確保基金事業	36
(4) 地域包括ケアシステムの構築	36
(5) 高齢者運転免許自主返納者の移動手段の確保	36
(6) 高齢者虐待の防止	36
5 インクルーシブ社会の実現	36
(1) 障がい者、難病患者の雇用促進	36
(2) 社会参加の促進と差別解消	36
(3) 障がい者スポーツの振興	37
(4) 発達障がい児者の支援	37

VII 大阪の「守り」の強化 37

1 総合治安対策の強化	37
(1) 警察官の増員、交番の設置	37
(2) 要人警護の安全性の確保・強化	38
(3) 信号機及び横断歩道の設置等	38
(4) 安全なまちづくり	38
(5) 自転車総合対策	38
(6) 交通安全対策	39
(7) 悪質商法・詐欺対策	40
(8) 大麻対策	41
(9) 貧困ビジネス対策	41
(10) 違法民泊対策	41
(11) 大阪府警察における通訳体制	41
2 水際対策	42
(1) 健康危機管理等の体制	42
(2) 外来生物等への対応	42
3 自殺対策	42
4 民生委員・児童委員制度の充実	42
5 地域福祉の推進に向けて	43

6	サイバーセキュリティ対策の強化	43
7	拉致被害者の啓発等	43
8	過疎地域を支え守る取組み	43
VIII 大阪府政の立て直し		44
(1)	優秀な人材確保・組織体制の強化	44
(2)	新公会計制度の活用	44
(3)	文書管理条例の制定	44
(4)	働き方改革の推進	44

I コロナと共に存する社会づくり

1 感染拡大防止対策等

(1) 保健所支援体制の充実

- コロナ禍の感染拡大期には保健所の業務量が増加し、現場が混乱した経験を踏まえ、今後の新たな感染症の発生に備え、保健師などの適正な人員配置を行うとともに、政令市・中核市の保健所との連携を密にするなど、支援体制の充実・強化に努めること。

(2) コロナ後遺症

- 後遺症の専門外来を設置している医療機関に対して、受診者数等の状況についてヒアリングを行うとともに、国による後遺症の症状や発生頻度、症状の持続期間や予後の把握などに関する調査研究の結果も踏まえ、府として新型コロナウイルス後遺症対策にしっかりと取り組んでいくこと。

2 府民の暮らしと経済を支える対策

(1) 児童・生徒が安心して学べる学習環境の整備

- 学校におけるオンライン授業の体制整備については、児童・生徒の学習機会を保障する観点から、公立私立を問わず、教育格差が生じないよう特段の配慮を行うこと。
- 教員のICT活用におけるノウハウやスキルの格差を是正し、指導力の向上を図ること。
- 児童・生徒の学習支援を円滑に進めるため、コーディネーター、スクールサポートスタッフ、補助教員等の配置・拡充を図ること。

(2) オンライン診療の普及促進

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療機関への受診が困難な例が多発した。オンライン診療に適さない症状や疾患、診療科、医薬品等もあるものの、オンライン診療の利点を享受できる症状もある。「オンライン診療」が医療法に定義され、手続き規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定が整備され、令和8年4月1日に施行されるので、引き続きオンライン診療の普及促進に努めていくこと。

(3) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について

- 長期化する物価高騰により、府民や府内事業者に幅広い影響が続いている。府民生活を守るため、府は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限活用し、ニーズに応じた支援に速やかに取り組み、府民及び府内事業者の負担軽減に努めること。
また、各支援の対象者に対する通知や広報等についても遅滞なく発信できるよう努めること。
- 高齢者は、食費や光熱費、水道費といった生活必需品への支出割合が高く、物価上昇の影響を強く受けている。物価高に苦しむ高齢者に対して、府として支援を行うこと。
- 物価高に苦しむ府民に対して適正かつ迅速に支援策を届けるため、食費支援事業の対象者に対する給付については住民票をもとに要件の確認を行うこと、また、給付金を支給する場合にはマイナンバーカードに紐づけされた口座に振込を行うよう、給付方法を見直すこと。

(4) 公定価格で運営される事業者に対する物価高騰対策の実施

- 近年の物価高騰は、原材料費・光熱費・人件費など、あらゆる分野において事業運営コストを押し上げている。特に、公定価格で運営されている事業者（医療・介護・福祉・教育等）は、価格転嫁が困難であり、経営の圧迫が顕著である。

こうした状況のもと、府民の生活を支える基盤的サービスを持続可能な形で維持するためには、国の経済対策と歩調を合わせつつ、大阪府としても独自の支援策を講じることが必要である。

については、公定価格で運営される全ての事業者に対して、物価高騰に伴う経営負担を緩和するための補助を行える仕組みを早急に整備すること。

II 経済の再生と成長戦略

1 「国際金融都市・大阪」の目指すべき方向性

- 大阪が国際金融都市を目指すためには、大阪の強みであるライフサイエンスや我が国が世界から遅れをとっているグリーン分野などに着目し、大阪独自の投資環境の整備を行うとともに、海外ベンチャーキャピタルなどの金融系外国企業の誘致を着実に進めること。

- また、企業誘致にあたっては、技術データ流出など、経済安全保障上のリスクが伴うため、この点にも十分留意して進めること。

2 2025年日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）後の大阪全体の成長に向けて

- 大阪・関西万博の開催を、一過性のイベントに終わらせることなく、万博で掲げた理念や開催によって得た成果を、後世に継承できるよう取組みを進めること。

そのためには、万博の直接的な経済波及効果だけではなく、数字には表れてこない万博期間中の動きや効果をしっかりと把握・分析したうえで、今後の取組みに反映していくこと。

3 世界遺産・日本遺産

(1) 太陽の塔の世界遺産登録

- 1970年の万博のシンボルである「太陽の塔」について、早期の世界遺産登録を目指していくこと。

(2) 日本遺産の取組みへの支援

- 日本遺産を活用した地域活性化に向けた取組みの推進にあたり、市町村に対する補助対象事業や補助内容の拡充など、積極的な財政支援を講じるとともに、これを後押しできる施策を展開していくこと。

4 国際会議の誘致と府立国際会議場の改修

- 大阪の認知度向上や魅力発信につながる国際会議を積極的に大阪へ誘致を進めること。
- 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（コンгресス）については、大阪ではなく京都で開催された。今後、同様の国際会議を誘致していくため、府立国際会議場において、必要な改修を早期に行うこと。

5 大阪観光局を中心にオール大阪の観光戦略

(1) 観光力の強化

- 国内外における観光プロモーションを一層強化するとともに、大阪の知名度向上と集客力の強化に資するために、大阪フィルムカウンシルや府内のフィルムコミッションと連携し、国内外の映画等の撮影の誘致に努めること。また、これまで整備をした施設などの活用については、ソフト施策に力を注ぎ、集客魅力の創出、安価で便利な

周遊券の利用促進、観光案内機能の向上や観光バスの乗降場等の確保、街の公共デザインの総点検など、外国人旅行者を含むビジターの安全・安心を確保し、利便性と周遊性を高め、宿泊・滞在型の観光を一層推進すること。

- 大阪市以外にも多くの観光客に訪れてもらい、府域全体の周遊を図るため、QRコード提示により観光施設への入場が可能となるEチケット「大阪樂遊パス」の対象区域を拡大するよう、関係者との調整を進めていくこと。
- 大阪には「笑い」「食文化」「商人のまち」といった全国に誇る独自の文化資源が多数存在しており、これらを観光振興と結びつけて経済波及効果を生み出す取組みが重要と考える。

については、「地域の文化資源（食・笑い・祭り・商店街等）を活用した体験型観光コンテンツの開発支援」、「府域全体における文化観光ルート整備と回遊性向上への広域支援」、「文化資源の継承・発信に関わる人材育成・活動団体への助成制度」の拡充を行うこと。

- 水の都大阪の成長に向け、都心の水辺を生かした恒常的なプログラムの充実など、まちの魅力づくりに積極的に取り組むこと。
- 外国人が交通機関を便利に利用でき、目的地まで到達できるよう、外国語を併記した案内表示の充実などソフト・ハード両面にわたり、サービスの改善を図ること。
- 天下の台所と呼ばれた大阪の観光振興は「食」が重要であることから、その根幹となる農林水産業の振興に努めるとともに、大阪の農業、林業、水産業等、産業そのものを観光振興に活用できるよう取組みを進めること。
- 過疎化が進む地域への交流人口の増加、定住促進、農家の新たな収入確保、担い手不足解消、遊休農地解消が見込める農家民宿を推進すること。
- 宿泊税は、大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策のみに活用するための目的税である。現在、宿泊税の残額は、他の一般財源とともに、財政調整基金の中で管理されているが、基金化し、独立して管理すべきと考える。新たな基金の設置を検討すること。
- 宿泊税を活用した事業については、観光客受け入れのための環境整備に合致しているか、効果があったのか検証し、地域の観光振興につながる事業など、文化財も活用した新規事業を検討していくこと。
- 御堂筋イルミネーション事業に関しては、御堂筋イルミネーション基金が枯渇寸前であり、宿泊税の充当といった安易な公費依存の

体質が顕著となっている。事業規模の縮小や期間を短縮するなど今一度立ち止まって事業のあり方を検討すること。

- 大阪に滞在する外国人旅行者の満足度の向上を図る観点からも、公衆喫煙所の整備を着実に進めていくこと。
- 訪日観光客数が回復している中で、新たな大阪の賑わいを創り出す訪日観光客誘致戦略を策定すること。
- 訪日外国人等観光客の増加に伴い、観光地や宿泊施設におけるマナー啓発はますます重要となっている。

観光地の環境や地域住民の安心・安全を守るためにには、文化や習慣の違いを理解しつつ、適切なマナーの普及・啓発を積極的に推進する必要がある。

多言語対応の案内や啓発等を早急に進め、観光客と地域住民双方が快適かつ安心して過ごせる環境づくりを行うこと。

- 府内の空港・主要駅・宿泊施設等において、不要となったスーツケースが放置される事案が増加し、危険物混入の可能性、景観悪化、宿泊施設等の負担増大など、多面的な課題が顕在化している。現状は個々の事業者や自治体での対応に委ねられ、保管・処分費用や対応のばらつきが生じている。

については、大阪府が広域自治体として、不要スーツケースの回収・処理といった対応スキームの構築を主導するとともに、宿泊施設及び観光事業者向けの統一ガイドラインの整備や空港・駅・宿泊施設等での多言語による啓発強化を推進されるよう要望するとともに、回収物のリユース・リサイクルの促進を図り、環境負荷の低減にもつなげていくこと。

(2) 大阪観光局

- 観光プロモーションを担う大阪観光局については、数値目標の達成度のみを評価するのではなく、各事業の効果についても検証を行うとともに、巨額の赤字が再び発生することのないよう、ガバナンスの向上に努めること。

(3) 関西国際空港の活用

- 関西国際空港において、受入環境の整備など、国際拠点空港としての機能強化を国に働きかけること。

(4) 関西三空港のあり方

- 関西三空港が各自の役割を發揮し、関西全体の需要拡大につなげていくためには、運営主体である関西エアポート社の経営計画など今後の運営に十分配慮すること。

(5) 大阪港湾の活用

- 空港と並ぶ物流拠点である「府営港湾」の特色を生かし、国内外からの集荷集客等を促し「賑わいのある港」の実現をはかること。また、港湾運営会社を十分に活用した取組みを進めること。

6 スポーツメガイベントを起爆剤とした観光戦略

(1) スポーツ施策の推進

- 大阪・関西は、プロ選手やオリンピアン・パラリンピアンなどトップレベルの選手を数多く輩出してきた土壌があり、地域スポーツも盛んである。また、複数のプロチームや国際水準のスタジアム等の多種多様な施設、スポーツ用品メーカーの集積などの資源が豊富であり、健康・医療に関する研究機関や製造業などスポーツ関連分野の厚みもある。こうした強みを十分にいかし、スポーツを通じて人の元気、まちの活性化が一層進むよう、オール大阪で取り組んでいくこと。
- 健康増進、障がい者スポーツ振興のみならず、スポーツ関連産業育成に至る、あらゆるスポーツ施策の受け皿ともなる『(仮称)スポーツ局』を設置し、部局横断的に施策の一元的運用を図ること。また、世界的スポーツイベントの成功に向けた「大阪府行動方針」を策定すること。

(2) eスポーツ

- 令和元年の茨城国体の文化プログラムにおいて、都道府県対抗のeスポーツ大会が行われている。府においても、ゲーム依存症の課題や経済効果等を十分検証したうえで、普及に向けた取組みを進めていくこと。

7 統合型リゾート（IR）誘致とギャンブル等依存症対策

- 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画においては、年間約740億円の納付金と約320億円の入場料が大阪府・市に入ると試算されているが、府内市町村にも、その恩恵が行きわたる仕組みを構築すること。
- 多重債務や自殺、犯罪、家族の貧困や虐待などの重大な社会問題を生じさせているギャンブル等依存症や治安対策などについて、さら

に議論を深め、大阪のＩＲの様々な課題について慎重に対応していくこと。

- 事業者への射幸心をあおるCM規制の協力要請やオンラインカジノ対策のほかに、当事者や家族の声を踏まえた回復プログラムなど、具体的な取組みを進めること。

8 世界都市OSAKAブランド委員会の設立

- 海外に今まで以上に大阪の魅力を広めるため、大阪の国際的なブランド戦略を構築するとともに、大阪の技術・食・歴史・文化などの魅力を総合的にプロデュースし、大阪の商品・サービス等の世界展開を図るため、『世界都市OSAKAブランド委員会』を設立すること。

III 「強み」を活かす産業・技術の強化

(1) スタートアップ支援、ベンチャー支援

- イノベーションの担い手であるスタートアップ企業の創出・成長発展を促し、上場やユニコーン企業の誕生などを後押しすること。また、企業が成長の機会に資金調達できるよう、大阪府としてファンドを立ち上げること。
- iPS細胞等を活用した新医療分野における研究・製造、燃料電池車の生産・部品供給、再生可能エネルギーの研究開発・実用化など、新しい成長産業における中小企業の参入を支援し、アジアや世界への販路開拓を推進すること。

(2) 商工予算や人員の確保

- 大阪の経済や産業が低迷している大きな原因の一つが、大阪府の商工予算や人員の削減であることを認識し、必要な商工施策への予算や人員を確保すること。

(3) 法人府民税均等割に係る超過課税の基金化

- 法人府民税均等割に係る超過課税の税収については、基金化するなど「見える化」を図るとともに、中小企業の経営基盤の強化など、他府県への企業流出に対して歯止めをかけるための支援策に充てること。

(4) 中小企業支援

- 中小企業や業界団体、商店街などの受発注や販路拡大など経営力強化のための支援とともに、中小企業の人材育成や確保に努めること。
- 資金繰りに悪影響を及ぼさないよう、商工会議所等の関係機関とも連携して金融支援や経営改善に取り組むとともに、法人事業税の減税及び法人府民税の超過課税分の見直し並びに減税を行い、中小企業支援を行うこと。
- 中小企業に対する金融のあり方が大きく変わろうとする中、信用保証協会の役割については、これまでの単なる信用の補完だけでなく、中小企業の経営改善・生産性向上にも大きく寄与できるよう、協会の支援・指導を強化すること。
- 大阪経済を支える中小企業、とりわけ小規模事業者が気軽に経営の悩みなどを相談できる環境の整備が重要であることから、商工会議所、商工会等の経営指導員の方々を支援すること。また、この支援の要でもある小規模事業経営支援事業費補助金について、支援実績に見合った予算確保ができるよう最大限に努めていくこと。
- 「奨学金返還支援制度導入促進支援金」事業については、引き続き確実に事業が実施できるよう物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、早急に所要予算額の確保を行うこと。
- 中小企業の実態を把握し、より効果的な施策の立案及び実施を図るため、中小企業施策を担当する府職員の継続的な中小企業訪問を制度化すること。
- 国は下請法等を改正し価格転嫁の定着を重視している。（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立）
府は官公需のスライド条項の運用徹底と併せ、相談・仲介機能を強化することで、賃上げ原資の確保とコスト増の適正反映につながるよう、後押しをしっかりと行うこと。

(5) 商店街の振興

- 商店街振興にあたっては、継続的に取り組むことはもちろんのこと、モデル事業などの施策の効果をより多くの商店街で共有できるよう、十分な組織体制を構築し、予算措置を行い、商店街振興施策の充実を図ること。

(6) 『(仮称) 大阪・アジア連携局』の設置

- 東南アジア諸国の経済成長に貢献するとともに、府内企業の海外進出を支援し、経済交流をより強力に推進するために『(仮称) 大阪・アジア連携局』の設置を行うこと。

(7) 世界一を支える大阪（ものづくり企業のアピール）

- ものづくりの国内外での販路を開拓するため、「売れる」商品づくりに向けて市場動向・ニーズを捉えた製品開発や技術課題の解決を支援するとともに、より効果的な商談機会を創出するための展示会の誘致や、受注機会を拡大するためのテーマ別商談会の開催、海外バイヤーとの商談支援、海外見本市等への共同出展の支援を行うなど、中小企業を中心とした大阪のものづくり企業の実力を広くアピールするような取組みを積極的に行うこと。

(8) 産業用地の確保

- 府内の産業用地が圧倒的に不足していることを認識し、農業振興地域における土地利用の転換や市町村の土地区画整理事業への財政支援を行うなど、時代に応じた産業用地を生み出す手法を検討すること。

(9) 企業誘致の推進

- 大阪府から大規模な製造拠点の撤退が後を絶たず、府内の製造業関連企業からは、元請けが大阪の会社というケースが殆ど無いとの声を聴いている。

半導体や半導体製造装置など世界で競争され市場拡大が進む事業者の大坂への誘致に取り組み、高いものづくり技術水準を維持している大阪の事業者との共存共栄を目指すこと。

(10) 彩都・健都・中之島 (Nakanoshima Qross) が連携した健康・医療関連産業の成長促進

- 大阪・関西におけるライフサイエンスのポテンシャルを活かした健康・医療分野の産業拠点化をはかること。大阪を健康・医療関連産業の核となる都市として、国内外に特色を打ち出すため、特区制度の活用等持てる機能を最大限発揮すること。
- 創薬を中心に拠点形成を図る「彩都」、健康・医療の拠点形成を進めている「健都」、再生医療など未来医療の産業化を推進する「中之島」など、健康・医療分野の産業拠点形成においては、明確な特色づ

けをして、戦略的に集積を図るとともに、これら拠点間での研究機関や企業等の連携をはかり、さらなるイノベーションの創出につなげること。

(11) 科学技術の振興

- 都市の再生には経済の活性化が不可欠であることから、新しい価値を生み出す科学技術の振興を図るとともに、産学官連携を強化し、関西の優位性を活かしながら、今後の成長が期待される「環境・エネルギー」「健康・医療」「ＩＣＴ」関連の3つの産業分野の育成・振興に努めること。
- 「環境・エネルギー」「健康・医療」「ＩＣＴ」関連産業分野において、事業化を支援する仕組みをさらに充実し、新商品・新サービスの開発や産学官の連携を進めるなど、各分野の先進地域を目指して取り組むこと。

(12) 電力供給確保等エネルギー政策

- 風力発電、地熱発電、バイオマス発電などあらゆる再生可能エネルギーや、コージェネレーションなどの分散型電源、蓄電池などの導入拡大を目指すとともに、新たなエネルギー源の研究・開発を積極的に推進し、それらの事業を通じて地域分散型エネルギーシステムの確立を図るとともに、環境・エネルギー産業集積のモデルエリアを設定するなど、民間施設などへの再生可能エネルギーなどの導入促進やスマートコミュニティの推進等に取り組むこと。
- 原材料費やエネルギー価格の高騰が長期化する中、中小企業においては経営コストの上昇が深刻化しており、持続的な経営基盤の確立が喫緊の課題となっている。特に、老朽化した設備の更新や、省エネ・省力化投資への転換を図りたくとも、資金的余力の乏しさから投資に踏み切れない事業者は多い。

これまで実施された中小企業向け省エネ・省力化投資支援は、LED照明や高効率空調機の更新など、現場のニーズに即した支援として高い評価を受けた。事業者の負担軽減とともに、エネルギー消費の削減、さらには大阪府全体の脱炭素化にも寄与することが期待できる、こうした即効性のある支援を復活・拡充すること。

- 水素ステーションの整備により、FCV（燃料電池自動車）の普及が進み、さらに水素ステーションの数が増える好循環を生み出すことが、府内の水素・燃料電池関連産業の振興に繋がるものである。水素

ステーションについては、整備の加速化につながる効果的な施策を検討していくこと。

- 大阪のエネルギー自給率を上げていくためにも、エネルギーの地産地消に取り組むとともに、見える化をさらに推進すること。
- 今日の多様化した環境問題に対処するため、環境教育の一層の充実を図ること。

(13) 第4次産業革命への対応

- A.IやI.O.Tなどの発展・普及は、社会ニーズへの対応や企業の生産性向上に大きな効果をもたらす可能性を秘めており、活用の促進が望まれる。労働力人口が減少する中、より生産性を改善するために、第4次産業革命が大阪経済・雇用に及ぼす影響をしっかりと見極め、企業への支援等、戦略的に対応していくこと。

(14) 産業人材の育成・確保

- ものづくり分野の産業人材の育成、確保の重要性を認識して、全日制の工業系高校の定員割れがないよう、工業系高校のさらなる魅力発信などの取組みを行うこと。

(15) 就労対策等

- 大阪経済の活性化に向けて、その担い手となる若い世代や女性が能力を十分に發揮し働くことができるよう、就業支援の充実を図ること。
- 雇用状況の改善に向け、若年者をはじめ障がい者、ひとり親家庭の親や高齢者など就職に向けた支援が必要な人への就業を支援するため、国等と連携しながら職業相談や職業紹介事業の推進を図るとともに、生活困窮者自立支援制度と連携して取り組むこと。

(16) 大阪の農林水産業の活性化

- 農業の6次産業化の推進にあたっては、若者・女性の参画拡大を図り、大阪産(もん)によるOSAKAブランドの創出に努めること。また、新たに6次産業化に取り組む事業者に対する支援を強化すること。また、販路を拡大するため、生産者が行う新商品開発や販路開拓の取組みを継続的に支援していくこと。また、府内市町村をはじめ商工の関係団体と連携し、大阪産(もん)の情報発信を進めること。
- 農業現場における喫緊の課題である農業従事者の高齢化や担い手不足の解消のためには、農業の省力化、人手の確保、負担の軽減が重

要であることから、先端技術を活用した農業のスマート化を図ること。

- 大阪産(もん)については、キジハタなどの水産物の消費拡大を図るため、大阪産(もん)の魚介類の新鮮さ、美味しさについて積極的に情報発信を行うこと。
- 大阪に訪問される多くの国々の方へPRできるよう、外国人にも分かりやすい大阪産(もん)の発信に努めるとともに大阪産(もん)の海外展開を積極的にはかること。
- 「おおさか材認証制度」のPR等を通して、府内で産出される良質な木材の活用を進めること。
- 大阪府中央卸売市場の建替え再整備の検討については、3年間立ち止まることとなつたが、議論を再開するにあたっては、府も責任ある当事者であるという認識を持ち、市場関係者の声もしっかり汲み取りながら、事業計画を決定していくこと。
- 大阪府中央卸売市場の建替え再整備にあたり、整備費の上振れに対するリスクに関しては府が公費で補償をするなど建替え議論が進むように検討すること。
- 地域計画の策定によって明らかとなつた担い手不足等の課題に対し、担い手の育成・確保や担い手への農地の集積・集約化など地域計画実現に向けた市町村への支援を充実するとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする府内農産物の需要拡大などにより、都市型農業の振興を図ること。
- 農業利水のためのゴム堰については、老朽度や健全性などの実態調査を進め、個々の状況に応じた対策を講じるとともに、被災時における国の災害復旧事業の活用についても、市町村と連携して対応すること。

IV 強靭化で「強い大阪」の実現

1 災害に強いまちづくり

(1) 防災対策

- 橋梁や高架道路における耐震性向上のため、補強工事などの耐震対策を早急に進めること。
- 津波時に損傷の可能性がある三大水門（安治川水門、木津川水門、尻無川水門）のうち、新たな水門の建設に未着手の尻無川水門について木津川水門や安治川水門と同様、早期に工事着手すること。

- 大規模災害発生時等の初期活動を迅速かつ的確に実施するため、防災拠点の効率的な運用とともに、情報通信システムの再整備等、災害時の情報伝達機能の充実、初期初動体制の強化を図ること。
- 災害時に応援職員の受け入れを想定した「受援計画」を策定するよう、府内市町村へ計画策定の働きかけを行うこと。
- 後方支援活動拠点を活用する観点から、自衛隊、消防、警察等の関係者からなる大規模訓練を行うこと。
- 府民の防災意識や地域防災力の向上を図るため、発災時に重要な力になる自助・共助など地域防災力を高めるためにも自主防災組織リーダー育成研修をはじめ、自主防災組織の活動支援に取り組むこと。
- 広域緊急交通路沿道建築物等の耐震化に係る支援メニューの拡充を図り、災害に強いまちづくりを推進すること。
- 福祉避難所や福祉避難スペースを設置した避難所について、市町村と連携してさらなる充実を図ること。
- 災害発生時のボランティア希望者への登録・研修を計画的に進め、大阪府域におけるボランティア派遣の調整機能を強化するとともに、スーパーボランティア制度を構築すること。
- 消防一元化を進めるにあたっては、東京消防庁で採用されている、地域を包括する方面本部のような、それぞれの地域の実情に応じた体制整備に努めること。
- 災害時に食料供給ネットワークが活用できるフードバンクとの協力を積極的に進め、府内企業に対して、フードバンクへの理解と支援の啓発を行うこと。
- 南海トラフ地震をはじめ、都市直下型地震や台風などの自然災害に備え、防災、減災対策の観点からも、無電柱化推進条例を制定し、無電柱化を推進していくこと。
- 府が災害時の部屋の確保のためにホテルや旅館などと協定を締結したり、仮設住宅用地や民間賃貸住宅の確保に向けて取り組んでいることは良い取組みであるが、府民への周知が足りていない。
住宅確保以外にも、府はしっかり災害に備えているということを広く周知し、府民が地震などの災害を「正しく恐れる」ことに繋げ、少しでも安心して生活できるようにすること。
- 今後想定される大規模災害時や新興感染症等の感染拡大時において、必要な医薬品や医療部材等を確保し、災害拠点病院や医療救護所等に切れ目なく供給するためには、府、市町村、病院、薬局等がそれらを適切に管理・確保する体制を整備しておくことが重要である。

必要な時に、必要な場所で、必要な量を確保することは、人命に直結する最優先事項である。

府内全域の病院や薬局間でリアルタイムに医薬品や医療部材の在庫を管理・確認し、必要に応じて分譲できるよう、ネットワークを活用したシステムの構築を検討・支援するために予算措置を行うこと。

(2) 水害・土砂災害対策

- 土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域においては、利用状況の検証結果を踏まえた上、家屋の移転・補強に係る助成制度の上乗せ、拡充を図ること。
- 近年、頻発している集中豪雨に伴う水害や土砂災害並びに高潮災害に備えるためには、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、情報を共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列に整理した「タイムライン防災」の策定に取り組む必要がある。「タイムライン防災」を府内全域に拡充するため、国や市町村と連携し、積極的に取り組むこと。
- 災害時には通行止めなど交通網の情報を整理して災害対応にあたるとともに、流域ごとの治水対策（護岸整備、橋等の老朽化対策、河川内樹木伐採や浚渫など）を進めていくこと。
- 災害復旧に精通した職員の少ない市町村に対し、大阪府の職員や退職技術者を動員するなど災害査定等を円滑に進めることができるよう支援を行うこと。
- 近年の災害や府内での災害を教訓とし、気象状況が急激に変化する際にも迅速かつ的確に避難行動できるよう、最新技術を活用した防災情報の提供、避難所等の自家発電設備設置、安全で利用しやすい避難施設や避難所案内板の設置に係る支援など必要な施策を推進すること。

(3) 地震被害への対応

- 学校施設は、災害発生時の避難所となることから、空調設備設置工事、トイレ改修工事等の大規模改造事業について、設置者の計画事業が実施できるよう、補助金が確実に採択されるとともに、安全・安心を確保するために必要な小規模改修工事にも対応できるよう、補助制度の下限額の撤廃または引き下げについて国に働きかけること。
- 災害発生時における帰宅困難者対策全般の総点検を行うとともに、帰宅困難者対策ガイドラインに基づき適切な運用を行うこと。また、帰宅困難者が避難する一時滞在施設の確保、備蓄の推進についても検討すること。

- 災害時の老朽水道管の破断を防ぐため、水道管の更新を加速させること。給水上重要な基幹管路や耐震化していない管を優先して、効率的な更新を目指すこと。
- 災害時に中小企業等が早期に立ち直れるよう、特別な財政支援制度を構築すること。
- 中小企業を中心に災害時の事業継続計画(BCP)の策定が進んでいない。BCPのさらなる普及を目指して取り組むこと。
- 災害対策基本法にて市町村に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用して安否確認を行うよう、府内市町村に対して、名簿の活用と避難の「個別避難計画」の作成を働きかけること。
- 災害時に、訪日外国人及び在住外国人のための多言語による情報提供や情報ツールを充実させること。

(4) 広域避難への取組み

- 複数自治体を包括したハザードマップの作成を、府内市町村に働きかけていくこと。

(5) 密集市街地の解消

- 密集市街地における通電火災を防ぐため、「感震ブレーカー」の普及促進を図ること。
- 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消という目標達成のため、改定した整備方針に基づき、関係市が積極的に取り組めるよう、所要の財源を必ず確保したうえで、市と緊密に連携し、一刻も早い危険な密集市街地の解消に取り組むこと。

2 インフラの充実

(1) 交通渋滞の解消、インフラの維持管理、環境対策

- 交通渋滞を解消し、安全かつ円滑な交通を確保するため、交差点の立体交差化やアンダーパス等の整備に努めること。
- 府民生活の安全確保のため、老朽化した道路、橋梁、河川、下水道などの都市基盤施設については、長寿命化等の延命策を着実に進めるとともに、施設の耐用年数の経過や劣化状況によっては、「更新判定フロー」に基づく総合的な評価により、更新方法や時期を決めて施設の確実な更新に努めること。
- 低騒音舗装の整備など道路の騒音・振動対策に取り組むとともに、道路・橋梁などにおいて景観に配慮した整備を進めること。また、都市環境の向上を図るため、保水性舗装の実施を促進すること。

- 都市基盤施設の機能確保のための点検診断や補修データ蓄積及び活用のために、構築した維持管理データベースシステムを積極的に活用するとともに、ドローンなどICTを活用した施設点検などを推進すること。

(2) 市街化調整区域の土地利用

- 産業用地の提供や集落の定住人口の増加を図る観点から、市町村に対し、開発許可制度の活用など、市街化調整区域の土地利用について積極的な働きかけを行うこと。

(3) 大阪府の景観形成

- 平成30年1月策定の「都市景観ビジョン・大阪」に基づき、「大阪のまちづくりグランドデザイン」で示す様々なストックやポテンシャルを活かした魅力ある景観づくりを進めること。さらに、南河内・泉州地域への流動化を図ること。

(4) スマートシティ・スーパーシティ

- 高齢化や人口減少社会などの都市が抱える課題解決や最先端技術の活用の場として、スマートシティを進めているが、府内の市町村間における財政格差が懸念されるなか、各市町村の取組みを後押しするとともに、府域全体がその恩恵を享受できるよう、広域自治体としての役割を果たすこと。
- スーパーシティに取り組む市町村と連携を図ること。

(5) 地域公共交通の維持

- 地域公共交通は、市場原理だけで動くものではなく、運転手に対し、時間外労働の上限規制が課される「2024年問題」も踏まえ、行政の関与が必要である。

将来にわたって地域における生活交通サービスを維持するため、市町村の取組みに対し支援を強化すること。

(6) 金剛山ロープウェイ

- 金剛山ロープウェイの代替として、「空飛ぶ車」や「ドローン」の活用を検討すること。

(7) 地籍調査の拡充

- 地籍調査の推進は「新・大阪府地震防災アクションプラン」及び「大阪府強靭化地域計画」において、復旧復興対策に位置付けられているが、府の地籍調査進捗率は10%（令和6年度末現在、全国進捗率53%）にとどまっている。現在、府内43市町村のうち、21市町村は地籍調査が未着手または休止の状態であり、こうした市町村が地籍調査を確実に着手、再開できるよう、積極的な支援と環境整備に取り組むこと。

(8) 道路標識等の点検・更新

- 高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された道路標識や、路面標示などの交通安全施設は老朽化が進み、適切な維持管理が求められる。道路標識等は、ドライバー及び歩行者の安全安心を確保するとともに道路交通の円滑化を図るために設置され、昼夜で同様の視認性が要求されるものであることや、道路標識は重量も大きく倒壊すれば二次的な大惨事が予想されることから、早期に更新を行うこと。また、国際都市にふさわしい環境となるよう、道路標識における英語表記の標示を進めること。

(9) 運輸事業振興助成補助金の適正な予算化

- 全国で一体的に環境・交通安全対策を推進する中央出捐金事業については、府民の健康や安全に直結する重要な事業であることから、これら事業を推進するとともに、来年度の予算には出捐金を含めて予算計上すること。

3 交通ネットワークの強化

(1) 高速道路等の整備等

- 淀川左岸線2期区間及び延伸部については、交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成するものとして、事業の着実な推進が図られるよう事業者に働きかけること。
- 府内市町村から強く要望されている都市計画道路の整備については、新たなまちづくりや渋滞緩和、防災対策などの観点からも、可能な限り早期の整備を目指すこと。
- ビッグデータを活用した都市交通の最適化、大型バス駐車場の整備推進など、インバウンド戦略としてのインフラ整備を推進すること。

- 大阪府道路公社路線のNEXCO西日本への移管について、四路線のうち三路線が完了。残る箕面グリーンロードの移管を実現するとともに料金値下げについて関係機関へ積極的に働きかけること。

(2) 鉄道ネットワークの整備等

- リニア中央新幹線について、東京・大阪間全線早期開業を関係機関に積極的に働きかけること。
- 北陸新幹線の早期事業着手及び関西国際空港を起点としたネットワークの構築に向けて、関係機関に働きかけること。
- 大阪モノレールの門真以南の延伸については、引き続き関係市と十分に協議しながら、着実な事業の推進を行うこと。
- 大阪モノレール延伸事業の遅延・増額については、今後さらなるコスト増の可能性がある。事業の進捗状況や物価の動向をしっかり確認・発信すること。

また、今後、単年度の予算をより多く確保し、工区単位で実施している各工事について、できるだけ早く多くの工区を完成させることで、物価上昇による事業費への影響を抑えること、加えて地域交通への影響を少しでも軽減することにも繋がると考えられる。

できる限り各工区の行程の前倒しに繋がるよう、府費・国費の確保に努めること。

- なかもず駅については、南海高野線、泉北高速鉄道線と地下鉄御堂筋線との乗り継ぎ駅として多くの方が利用する交通結節駅であることから、その利便性のさらなる向上に向け駅の乗り継ぎの改善に取り組むこと。
- 新大阪、久宝寺、柏原、河内長野、高野山をつなぐ鉄道の相互乗り入れ「レガシーライン」の実現に向けて取り組むこと。
- 大阪モノレール彩都線の豊川駅と彩都西駅の中間に、現在箕面市が新駅（仮称）川合駅の設置を進めており、大阪府と箕面市、大阪モノレール株式会社の3者で「大阪モノレール彩都線新駅にかかる覚書」が締結され、大阪府においても検討が進められている。

川合・山之口エリアのまちづくりの具体化が進んでおり、当該エリアへの利便性のさらなる向上に向けて新駅設置の実現に取り組むこと。

4 大阪への首都機能・国際機関等の移転等

- 我が会派においても、大阪を第二首都圏とする構想を進めており、東京一極集中による課題の解消に向けて、首都機能の精緻なバック

アップ機能の構築、また、政府関係機関の地方移転について、関係機関に働きかけること。

- 首都圏に匹敵する広域経済圏の形成に向けて、アジア初となる国連事務局の5つ目の主要事務所の大坂への設置に取り組むこと。

5 公的ストックの再生

(1) 大阪城東部地区のまちづくり

- 大阪の中心地に近く交通利便性の高い当該地域について、大阪府・大阪市で策定した「大阪城東部地区のまちづくりの方向性（令和2年9月策定）」及び「1.5期開発の開発方針（令和6年5月策定）」に基づき、早期にまちづくりの具体化を進めること。
- 旧成人病センター跡地について、行政中心でまちづくりを進め、にぎわいを創出し、活性化を図ること。

(2) 万博記念公園駅前周辺地区の活性化と安心安全なまちづくり

- 万博記念公園駅前周辺地区の活性化にあたっては、交通渋滞や交通事故防止、防犯対策にしっかりと取り組むこと。また、地元住民の声を反映するとともに、府が責任をもって行うこと。

(3) 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業

- 世界最先端の機能を有するアリーナと、当該アリーナを中心としたまちづくりにふさわしい周辺施設等について、民間活力を導入した事業提案を募集されたが、決定した事業予定者の提案にある住宅建設については、住民も寝耳に水である。今後、住民から頂いた声をしっかりと聞き、関係者とも連携し、住民が納得いくよう丁寧な対応をしていくこと。

(4) ユニバーサルデザインの普及促進

- 公共施設や観光施設など多数の人々が利用する施設にあっては、全ての人々が見やすく分かりやすいデザインの普及促進を図ること。

(5) 咲洲庁舎のあり方

- 咲洲庁舎高層階について、咲洲エリア活性化に繋がるよう、活用方策に関してあらゆる可能性を検討すること。
- 咲洲庁舎の部局については、本館西館の跡地を含む大手前地区に集約すること。

(6) 企業版ふるさと納税制度のさらなる活用等

- 企業版ふるさと納税制度のさらなる活用を図り、自主財源の確保に努めるとともに、府への各種寄付の使い道の見える化と、寄付者への情報発信を検討すること。

(7) 泉北ニュータウン・千里ニュータウンの再生

- 泉北ニュータウン・千里ニュータウンの再生にあたっては、地元市、関係機関、地元商業者などとの協議・検討を進めること。

(8) 府営住宅のあり方

- 現在耐震基準を満たしていない府営住宅については、建替えも含めて、早期に100%耐震化を図ること。
- 指定管理者に対して、他の事業者による良好な取組み事例等の情報提供を行うなど、入居者サービスの向上に努めること。
- 駐車場管理業務委託の入札制度については自治会の意見を踏まえた改善に取り組むとともに、参加、不参加に関わらずすべての自治会に対し丁寧なフォローに努めること。
- 住棟や集会所のバリアフリー化をより一層進めるとともに、中層エレベーターの設置については、予算を確保し、早期に取り組むこと。
- 市町への移管に関しては、市町に不利益が生じないよう調整すること。

(9) 都市緑化等

- 大阪の街の魅力をより一層高めていくため、都市緑化に必要な予算額の確保に最大限努めること。
- 豊能郡環境施設組合によるダイオキシン廃棄物の最終処分に向けて、技術指導や財政措置に係る国への働きかけなど、府として積極的に支援すること。

(10) 地域コミュニティの醸成等に向けた公営住宅等のストック活用

- 街の再生、地域コミュニティの醸成、ボランティアネットワークの構築に向け、公営住宅、公共スペースの開放、空き家バンク創設等による空き家の利活用を通じ、地域の子どもから高齢者まで集える場の創出に努めること。また、民間からアイデアを募集し、地域の活性化につなげていくこと。

(11) 民間ドライビングスクール等への光明池運転免許試験場の開放

- 免許取り消しになった人が再度免許を取得したり、外国人が日本の運転免許に切り替える際、一発試験に臨む人が一定数いる。

現在門真運転免許試験場において、土曜日、日曜日のコースが解放されているものの、光明池運転免許試験場は開放されていない。

大阪府南部地域在住の府民らは門真までの遠路を通わなければならず、大変不便な状況にある。

そのため、民間ドライビングスクール等に対し、光明池運転免許試験場のコースを解放すること。

(12) 学校統廃合後の跡地活用

- 大阪府では、条例により3年連続定員を割り込み、改善の見込みがないと判断される公立高校は統廃合の検討対象となる。そしてその跡地は、府、地元自治体の公共活用の意向がなければ基本的に民間へ売却や貸付をすることとなっている。

しかし高校は、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たしており、高校跡地を核としたリノベーションまちづくりも重要である。

実際のところ、条例施行後に閉校が決定した高校では地元の意向確認が進まない点と活用するにもその売却金額が高額であることから、前向きに進んでいない。

効率的な行財政運営推進のため、有効に利活用することが重要である一方、新しいまちづくりを進めていくためには、過去に高校が設置された経緯（地元の協力など）や、高校とともに歩んできた地域の歴史、OB等関係者との綿密な意思疎通が不可欠である。

そのため、条例との整合を図りつつ、以下の新しい取組みを求める。

- ①地元自治体のみならず、地元関係者やOB等からの活用のニーズ等の把握・分析を府として積極的に行うこと。
- ②一括売却のみではなく、区分分譲を活用すること。

6 環境にやさしいまちづくり

(1) 公共施設における再生可能エネルギー100%電気の導入促進

- 府有施設における再生可能エネルギー100%電気の導入を進めていくとともに、府内市町村においても再生可能エネルギー100%電気を使用した施設が拡大するよう取組みを行うこと。併せて、2050年を見据えた中長期計画及び、具体的な数値目標を定めること。

(2) 住宅用太陽光発電及び蓄電池の普及拡大

- 太陽光発電や蓄電池の普及拡大は、温室効果ガスの削減にとどまらず、災害時の非常用電源として貴重なライフラインになり得る。令和2年度よりスタートした共同購入事業を更に発展させ、市町村や関係団体等と連携し、太陽光発電及び蓄電池のさらなる導入支援を行い、普及拡大に努めること。

(3) ゼロエミッション車の普及促進

- ゼロエミッション車の普及について市町村や事業者に対し、ドラスティックな規制や東京都並みとなる府独自の上乗せ補助金の導入、インセンティブの付与など積極的な取組みを行い、2050年（CO₂排出量実質ゼロ）に向けた具体的な数値目標を定め、ゼロエミッション車の普及促進に努めること。
- EVの普及促進に向け、多くの府民が訪れる施設への充電設備の設置を支援するため、国制度の「クリーンエネルギー自動車・充電インフラ導入促進補助金」の周知徹底を図り、また府としても独自の支援制度を実施すること。さらに、府内の「道の駅」すべてに充電設備の導入が図られるよう積極的に支援を行うこと。

(4) 公用車のゼロエミッション化

- 令和6年度末時点では、知事部局等が所有する公用車842台のうちゼロエミッション車（ZEV）はわずか21台にとどまり全体の約2.5%。令和3年3月に策定された「大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記載された公用車の導入目標の達成に向け、大阪府が率先してゼロエミッション車を導入すること。

(5) ZEB・ZEHのさらなる普及拡大

- 市町村における公共施設のZEB化や、個人住宅におけるZEH化を促進するため、ZEB・ZEHを広く府民に周知するとともに、国の補助金に上乗せを行い、さらなる普及拡大に努めること。併せて、2050年に向けた具体的な数値目標を定め、計画の進捗を管理すること。

(6) 災害時避難所におけるEV・LPGの投入

- 災害時に避難所でEV・LPGを使えるよう環境を整えておくことで、大規模災害の被害を最小限に抑えることができる。災害時に安定的にエネルギーを供給できるようEV・LPGを投入するとともに、市町村に対して普及促進の働きかけを行うこと。

(7) 食品ロス削減への取組み

- 売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるはずの食品が廃棄されてしまう「食品ロス」について、府としてより効果的な方策を検討し、機運醸成に取り組むとともに、事業者の頑張りをしっかりと後押しし、食品ロスの削減を図っていくこと。

(8) 脱炭素ポイント制度の普及拡大

- 府民の脱炭素への意識改革・行動変容を図るため、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通過程でのCO₂排出が少ない商品（サービス含む）を購入した消費者に対して脱炭素ポイントを付与する制度の普及拡大を図ること。

(9) プラスチックごみ削減の取組み

- G20大阪サミットでテーマになった、生態系への影響が世界的に懸念されている海洋プラスチックごみ問題の解決に向けたプラスチック使用削減や、使い捨てプラスチックの利用削減、プラスチック梱包材のリユースなどの取組みを推進していくこと。また、具体的な取組み方法について府民、事業者等に広報していくこと。
- プラスチックごみ削減につながる、マイボトルやマイ容器の普及促進を強力に推進していくこと。

(10) 「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催と地域の活性化

- SDGsに掲げる「海の豊かさを守ろう」などの目標達成や地域活性化にもつながる、大阪大会の充実に向け取り組んでいくこと。

V 未来を担うひとつづくり

1 幼児教育の発展と質の向上、子ども・子育て支援制度

- 令和4年度に「子ども家庭局」が設置されたが、子どもに関わる施策を一元的・機動的に展開することができるよう、さらなる体制強化を図ること。

2 子どもの「人間力」を高める教育

(1) 国旗・国歌

- 学習指導要領の趣旨に則り、卒業式や入学式及び運動会等の学校行事において国旗を掲揚し、国歌を斎唱するよう各校長に指導を徹底するとともに、音楽の授業において国歌の指導を行うよう取り組むこと。また、国歌斎唱にあたっては、統一形式となるよう取り組むこと。

(2) 郷土愛・「公共」の精神の涵養

- 授業及び特別活動において、地域の歴史や伝統・文化の教材化を進めるとともに、「大阪愛」を育む教育に着手すること。
さらに、体験を重視した教育活動を通じて、郷土愛を育み、「公共」の精神を涵養する教育を進めるなど、児童・生徒の心の教育の充実を積極的に図ること。

(3) 校則

- 校則については、教育庁が全ての府立高校に対して、絶えず点検・見直しが行われるよう指導すること。その際、各高校は生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の変化などを踏まえ、生徒や保護者から意見を聞くこと。また、生徒に心理的負担を与えないよう、適切に対応すること。

(4) 道徳教育の充実

- いじめの問題など、子どもたちの心を大きく傷つける事件や深刻な事態が見受けられる中、道徳の教科化を受け、子どもたちに豊かな心を育て、また社会で生きる上で規範意識をしっかりと根づかせるよう道徳教育の充実を図ること。

また、平成28年度から行っている「道徳教育推進事業」の検証を行い、今後の道徳教育に活かしていくこと。

(5) 国語教育の強化

- 我が国の文化の基盤を成す国語は、学校教育のあらゆる教科や様々な学問の基盤でもあるため、国語教育の強化を図ることによって、すべての学力の基礎となる言語力をさらに培い、子どもたちが主体的・協働的な学びに向かう力の育成に努めること。

3 「学ぶ環境」の充実

(1) 私立学校への私学助成制度の充実

- 私立高校の授業料助成制度については、私学の独自の教育環境や特色を失う可能性となるキャップ制を見直し、府が定める標準授業料を超える部分の負担については、柔軟に学校の選択が可能となるよう検討すること。
- 効果検証が不十分であることから、この制度の適用を受けた子どもたちの私立高校における学びの実態をさらに詳細に調査すること。
- 私立高校への進学を希望する生徒の自由な学校選択を保障するため、助成制度の適用を受けている私立学校に対して教育方針、財務状況、教員体制等について、情報公開をさらに充実させるよう求めること。

なお、当該情報公開が不十分な私立学校に対し課しているペナルティについて、現行の経常費補助金の定額100万円を見直し、定率制の導入など、より厳しいペナルティを検討すること。

- 私立学校に対する経常費補助金については、国の財源措置水準まで完全に復元すること。
- 私立学校施設における避難所運営に不可欠な災害物資の備蓄に対し、十分な支援措置ができるよう、市町村とさらなる連携を図ること。

(2) 私立幼稚園等に対する私学助成制度の充実

- 私立幼稚園経常費補助金における補助単価については、国基準を超える補助単価が措置されているものの、当該補助単価の上昇率よりも、最低賃金の上昇率が高く、また最近の物価高騰の影響など、幼稚園の経営努力のみでは対応が困難な状況にある。

教員の待遇を改善し優秀な教員を確保し、幼児教育の質を高めていくためにも、経常費補助金補助単価を増額するなど、私立幼稚園の経営に特段の配慮を行うこと。

- 国の教育改革推進特別経費補助金を活用し、より質の高い教育環境整備を図ること。
- また、発達障害など支援が必要な子どもが増える中、特別支援教育費補助金を必要額確保すること。

(3) 子どもの体力向上

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、大阪府の子どもたちの体力が全国に比べて低い状況にあることから、小学3, 4年生を対象とした府独自のスポーツテストを行い、結果を踏まえた上で授

業改善を進めて行くことで、学校外の様々な人的資源を活用し、体力向上に向けた取組みを全校に拡げ、あわせて効果検証も行うこと。

(4) 部活動の地域移行

- 令和5年度からの休日の学校部活動の段階的な地域移行に伴い、地域で受け皿となる団体等との調整や、指導にあたる人材の確保、費用負担、事故発生時の対応等、様々な課題を整理し、市町村教育委員会等と連携しながら、生徒にとってより望ましい地域クラブ活動となるよう環境整備に取り組むこと。

(5) ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーへの支援を図るため、「相談窓口」として、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを全校（小中学校及び府立高校）に配置するとともに、教育庁と福祉部の連携強化を図ること。また、スクールソーシャルワーカーの常勤雇用化など待遇改善を図ること。
- 中途退学や不登校を未然に防ぐためには、様々な不安や課題、悩み事を抱える生徒を早期に発見し、生徒に寄り添い、相談に応じることができる体制を整えることが重要である。については校内で生徒が気軽に相談できる、いわゆる「子どもの居場所」づくりをNPO等とも連携し積極的に推進するとともに、中退防止に向けて、高校における生活実態調査を実施すること。

(6) 学力の向上

- 全国学力・学習状況調査等の結果を検証し、児童・生徒の学力向上に資するため、習熟度別少人数授業など、児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を進めるとともに、そのために必要とされる優秀な教員を確保すること。
- 学習意欲の向上と、自学自習の定着のため、放課後子ども教室や学校支援活動での宿題の見守り等、放課後における学びの環境をさらに充実させること。
- 子どもの読書活動を促進するために、絵本を含めた蔵書の計画的な整備や開館時間の確保に努めること。また、図書館司書の専門性を生かした学校図書館支援の取組みを進めること。

4 「学校力」を高める取組み

(1) 教育行政基本条例及び府立学校条例の運用

- 校長の採用にあたっては、原則公募制を廃止し、「公募することができる」とする規定に改めること。また、採用にあたっては、校長としての適性をより厳正に見極め判断すること。
- 府立高校の再編整備については、効率的・効果的な教育環境の整備に偏ることなく、教育環境・教育条件の質的向上に繋げるとともに、将来の再編整備においても、関係者に丁寧に説明を行い、しっかりと府立高校の魅力づくりを進め、各校の魅力が府民に伝わるよう広報活動にも力を入れること。
- 府立学校条例制定後10年以上が経過し、府立高校の再編整備についてさまざまな課題が出てきている。再編整備がより実態に沿ったものとなるよう、同条例、府立学校再編整備方針及び府立学校再編整備計画の見直しを行うこと。
- 少子化に伴い府立高校が存在しない市が増加している。府立高校の地域偏在が拡大しないよう府立高校と地元市町村が連携を深めるなど特色ある学校づくりに努めること。

(2) 教頭不足への対応等

- 学校運営の要となる教頭を目指す教員が減少していることを踏まえ、教頭の職務に魅力を感じてもらえるよう、なり手不足の解消に向けた条件整備と人材育成に積極的に取り組むこと。

(3) 教員不足の解消に向けた取組み

- 教員不足・欠員は授業中断・自習化を招き、学期内での学力回復が困難になるだけでなく、校内安全管理・生徒指導の質を低下させる要因となる。また、欠員が残存教員の長時間労働を助長し、さらなる離職を誘発するとともに、免許外配置や臨時対応の常態化によって学校不信を拡大させる要因となる。

優秀な人材が大阪を志望する条件整備を進めるとともに、いきいきと働くことができる環境、つまり、多忙の解消や教育環境の整備、奨学金返済の減免、そして、カスタマーハラスメント対策を実効的に行えるようにすること。

(4) 教員の加配

- 習熟度別指導の充実や生徒の暴力行為などの生徒指導等に対応するため、府独自で加配措置するなど、教職員定数のさらなる充実を図ること。

(5) 教育管理職の処遇改善について

- 地方公務員法の改正により、定年が2023年度より段階的に引き上げられ、2032年度には65歳となる。定年延長後に、暫定的に存置される再任用校長と定年延長後特例任用の校長の処遇に格差が生じないよう、暫定再任用校長と同額支給とするか、定年引上げ後の60歳超え特例任用の校長の年収カット率の縮減を図ること。また、管理職手当については減額対象から除外すること。
- 地方公共団体に一任されている部活動手当の支給対象について、土日のクラブ活動（引率・指導等）に管理職が対応した場合も支給対象として検討を行うこと。

(6) 教育環境の充実

- 子どもたちが安心・安全な学校生活を送れるよう、老朽化した校舎・講堂兼体育館の改築及び補修整備（校舎美装、トイレの改修、プールの改修、給水設備の整備、床の張りかえ）について、速やかに実施すること。
- 府立高校は、校舎の外観や内装、設備の更新について、私立高校に大きく差をつけられている。

生徒たちの「この学校で学びたい」と思うきっかけの一つとして、府立高校が施設や設備の魅力でも選ばれるよう、現在の府立学校施設長寿命化整備方針に基づく老朽化対策の取組みと併せて、校舎の外観や内部の見映えにも考慮した、生徒たちの学校選択の幅を拡大するような投資的な改修についても検討すること。

また、災害時には避難所に指定される可能性があることも考慮し、トイレや空調設備の更新、バリアフリーには十分配慮すること。

- 府立高校における食堂においては、食育上の観点から学食提供の充実を図るとともに、設備の更新を進めること。
- 地域による学校支援の取組みや、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援などについては、大阪府の施策による支援が府内の市町村に等しく行き渡る措置を講じること。

- 学びたい意欲のある若者が進学できるように、貸付金の増額や給付型奨学金の枠を拡大するなど、高校生等を対象とした既存の奨学金制度を充実すること。
- アスリート、文化芸術家や地域の人材等の学校への登場機会を充実するなど、特色ある教育環境づくりを進めること。
- 学校内では、不登校児童生徒を新たに生み出さないよう、SSW・SC等の多職種の専門家を活用しているが、今般、文科省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)をまとめた。

については、COCOLOプラン大阪府モデルをとりまとめるとともに、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）への教職員の加配、学びの多様化学校設置・改修にかかる経費支援を行うこと。

(7) 安全な学校づくり

- 市町村や地域が実施する安全対策（青パトなどの見守り活動、防犯カメラ等）について、補助制度などの財政支援を行うこと。
- 私立の小中学校については、100%耐震化が図られている。一方で私立高等学校の耐震化は100%とはなっていないことから、その達成に向けて支援を行うこと。
- 災害時に避難所となるべき体育館等の照明器具について、総点検を実施し、LED照明の普及促進を図ること。
- 避難所として指定されている私立学校についても、耐震化対策の促進を図ること。
- 家庭・地域と連携して登下校時等の安全対策を進めるなど、子どもの安全確保を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進めること。

(8) 学校施設の熱中症対策

- 昨今の記録的な猛暑による熱中症を防ぐため、府内小中学校の教室及び体育館のクーラーの設置について、府としても早急に市町村への整備支援を行うとともに、国に対して整備補助の働きかけを行うこと。
- 府立高校の特別教室及び体育館のクーラーの設置について早急に整備を行うこと。

(9) 支援教育・支援学校の充実

- 障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備、充実を計画的に図ること。
- 児童生徒数の増加にあたっての通学区域割の変更については、可能な限り大幅な変更にならないよう十分に配慮すること。また、教室転用についても教育環境の低下を招くことのないよう慎重に対応すること。

(10) SNSにおけるリスク対策

- 携帯電話への過度の依存、SNSを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、トラブルに巻き込まれないよう、実例などを紹介する機会を設けるなど子どもたちのネットリテラシーの向上に向けた取組みを行うこと。

5 國際都市・大阪に向けて

(1) 府立高校における特別入学者選抜実施校の増加

- 今後さらなる在住外国人の増加が見込まれる中、外国人の子どもたちの就学機会が適切に確保されるよう、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校を府下全域、特に大阪府南部地域に拡げること。

(2) 防災における多言語対応

- 災害時に、在住外国人のための多言語による情報提供や情報ツールを充実させること。

VI 安心施策の充実で「やさしい大阪」へ

1 出産・子育て応援社会の実現

(1) 子ども運賃の無料化

- 子育て支援の観点から、大阪市と共同して大阪メトロを利用する子どもの運賃について、全額無料化を導入すること。

(2) 出産・子育て応援のための社会環境づくり

- 現在第三子がいる家庭に対して行っている支援を、少子化対策の観点から、第二子がいる家庭及び多胎児がいる家庭にも拡充すること。特に、多胎児がいる家庭に対しては手厚く拡充すること。

- 多胎児の家庭は育児用品にかかる経済的負担が大きいため、育児用品の購入・レンタル費用等の一部を助成するなど、負担の軽減を図ること。
- 女性の結婚・出産・育児のライフステージに応じた多様な働き方を応援するため、テレワークやフレックスタイムの拡大など、働き方改革を推進するとともに、離職した女性の現場復帰や再就職を支援すること。
- 働く場所で乳幼児を預けることのできる企業内保育施設の設置を推進すること。
- 認定こども園の拡充、保育士給与の改善、育児相談・保育園探しをサポートする保育コンシェルジュの設置等を通じて、待機児童の解消を図るとともに、保育の質を高めるよう努めること。
- 保育時間の延長や休日、夜間、一時預かり、病児・病後児保育など多様なニーズに対応できるよう、さらに民間保育所等に対する助成の充実を図ること。
- 認可保育所のみならず、小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業など様々な形態の保育サービスの導入を検討し、待機児童解消に向けて市町村と連携し、目標を設定したうえであらゆる方策を講じること。
- 訪問型病児保育事業については、民間の活力を生かした利用者が使いやすい制度となるよう地域のニーズを踏まえ取組みを進めること。
- 夜間・休日の救急医療体制及び歯科救急医療体制の充実を図ること。
- 令和4年から不妊治療が保険適用され、以前に比べて自己負担額は減っているものの、経済的負担が大きいと感じる方が多い。

そのような中、近隣府県では、保険適用外となっている先進医療の治療費等の助成を行ったり、不妊治療費助成を行う市町村への補助制度を創設したりするなど、地域のニーズに見合った支援策を打ち出している。

不妊治療が保険適用されてから3年が経過したが、府の今後の不妊治療支援施策を検討するうえで府民の声を聞くことは非常に重要であることから、不妊治療に関する府民の意識・ニーズ調査を実施すること。

(3) 子どもの貧困対策

- 子ども食堂などへの支援策の充実を図るとともに、子ども食堂を学習支援の場として活用できるよう地域と大学などが連携し、参加できる仕組みを構築すること。
- 「子ども輝く未来基金」が枯渇する事がないよう基金の目的や用途、目標額を企業や府民に明示し、積極的に寄付を募ること。

2 医療体制の充実

(1) がん対策

- がんの早期発見については、目標を定めたうえで、全国最低レベルであるがん検診の受診率の向上に努めること。
- 肝炎に関する情報提供や肝炎患者等が適切な医療や支援を受けられるように医療機関等との橋渡しを行う「肝炎医療コーディネーター」の養成を引き続き推進すること。
- 「子宮頸がんワクチン」の男性への理解促進と男性のワクチン接種率の向上を図ること。

(2) 総合的な健康増進・医療体制と施策の充実

- 結核感染の状況を引き続き改善するため、DOTS（直接服薬確認療法）を中心とした患者支援を継続していくこと。
- 「大阪難病相談支援センター」の機能の充実を図ること。
- コロナ禍以降、患者の受療動向の変化や物価高騰、医療人材の不足等、医療機関の経営環境は一段と厳しさを増している。

こうした中、圏域内の病院同士が過度に競合して共倒れになると、将来的に地域医療の崩壊につながりかねない。

将来にわたって持続可能な地域医療体制を確保するためには、医療機関の役割分担を明確化し、病床のみならず、医療機関の間の機能分化・連携を一層進めることが重要であることから、府も積極的にこの課題に向き合うこと。

- 泉州広域母子医療センターにおける周産期医療を担うりんくう総合医療センターは、泉南地域における産科医療を担う拠点病院となっているが、高度医療を提供するため収支は毎年赤字であり、貝塚市以南の4市3町が1/2を負担せざるを得ない状況である。また、出生数減少に伴い、収支改善も見込み難いことから、泉南地域における周産期医療提供体制を安定的に確保するため、同センターの運営に対する財政的支援を検討すること。

- 南河内医療圏における災害拠点病院・三次救急医療機関については、大阪府・近畿大学・大阪狭山市の3者間における基本協定では、移転後も近畿大学病院がその機能・役割を果たすこととしているが、大阪府はこれまで二次医療圏ごとにその整備目標とされてきたことから、災害拠点病院と三次救急医療機関（救命救急センター）について、南河内医療圏内の早期の整備に努めていくこと。
- 南河内地域から堺方面や大阪市内方面へのアクセスとして道路インフラ整備に努めていくこと。
- 健康アプリ「アスマイル」の新機能の充実を図ること。

(3) 歯科保健医療の充実

- 総合的な歯科口腔保健施策を推進するため、「歯科口腔保健条例（仮称）」を制定するとともに、府内の市町村における「歯科口腔保健条例（仮称）」の制定に関して支援を行うこと。
- 総合的な歯科口腔保健施策を推進するため、歯科保健医療を担当する単独部署を設置すること。
- 現行の夜間緊急歯科診療体制は、府域の拠点として大阪府歯科医師会附属歯科診療所（21時～翌3時・365日）への依存が強く、府補助 1,600万円では歯科医師会の多額の持出と人材確保難（とりわけ歯科衛生士）により持続可能性が脆弱である。夜間緊急歯科診療体制確保事業費を拡充し、府民の夜間帯における歯科医療ニーズの高まりに十分対応できる体制が構築できるよう、広域自治体として支援すること。

(4) 看護職員の事務作業の効率化のための制度改善

- 平成28年の診療報酬改定では、看護職員が専門性の高い業務により集中することができるよう、書類・伝票の整理・作成等を代行し事務作業を行う看護補助者の病棟配置が認められた。しかしながら、患者の入退院における経過の中で、多岐にわたる書類作成が必要となっており、これは根本的な見直しが必要な制度問題である。

よって、国民の生命・健康・生活を支える看護職員の使命に鑑み、書類の簡素化など事務作業の効率化につながる制度改善が図られるよう、国に強く働きかけること。

(5) 国民健康保険制度改革

- 平成30年度からの新たな国民健康保険制度について、より安定的な運営に向け、引き続き国と地方との間で十分協議を行うよう求

めるとともに、被保険者の保険料負担が軽減できるよう、さらなる財政措置を国に働きかけること。

(6) 福祉医療費助成制度の拡充

- 乳幼児医療費公費助成制度について、近隣府県同様、入院及び通院の対象を現在の小学校入学前までから中学校修了まで拡大するとともに、所得制限を撤廃すること。

(7) 骨髓バンクドナー支援助成制度の創設

- 骨髓ドナーの通院等に伴う経済的な負担の軽減並びに骨髓等を提供したドナーが勤務する事業者への支援及び理解・促進を図るため、府として、骨髓バンクドナー支援助成制度を創設すること。

3 女性や子どもたちが安心して暮らせる社会の実現

(1) 児童虐待の撲滅

- 児童虐待ゼロを目指し、虐待の予防及び早期発見から虐待を受けた児童の保護及び自立支援まで、児童を虐待から守るために総合的な施策を推進されるとともに、子ども家庭センターの機能強化や児童虐待防止地域ネットワークの充実を図ること。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）の普及啓発活動を強化すること。

(2) 被害者に配慮したDV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進

- DV被害者の状況に配慮した警察等との連携強化を図ること。
- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けて関係市町村に働きかけるとともに、専門職員の人材養成とセンターの設置運営に係る財源措置を行うこと。
- DV再発防止に向けた加害者へのカウンセリングや相談体制を強化すること。

(3) 里親制度の充実

- 里親制度の普及啓発から、里親の開拓・研修、里親と子どもの調整、子どもの養育中の支援及び里親委託解除後における支援まで里親を一貫して支援する里親支援センター及び里親支援機関について、取組みの充実を図るとともに、養子縁組に関する相談・支援についても総合的に実施するなど、里親委託を確実に推し進めること。なお、里親委託への支援にあたっては、長年にわたり子どもや家庭への支援

のノウハウを蓄積してきた民間の社会的養護関係施設の専門性を活かし、連携しながら取組みを推進すること。

(4) 性犯罪・性暴力対策

- 女子高校生等による接客サービスを売り物とする「JKビジネス」などに対するは、隨時、大阪府青少年健全育成条例を改正し、規制強化を図ること。併せて、府教育庁と連携して、子どもたちの意識啓発に努めること。
- 性暴力被害に遭った方々を支援するためのワンストップ支援センターは、NPO法人「性暴力救援センター・大阪SACHI CO」が主体となって担ってきたが、令和7年4月1日からは大阪府の委託事業として運営されることとなり、同年10月20日から移転先での運営が開始した。

移転後も、被害者に寄り添った切れ目ない支援が提供できるよう、引き続き府として必要な取組みを進めること。

併せて、ワンストップ支援センターの存在を広く府民に知つてもうよう広報・周知に努めるとともに、子どもや学生が性暴力の加害者・被害者にならないよう、性教育についても継続した取組みを進めること。

(5) 受動喫煙防止対策

- 大阪府として国の規制より厳しい独自条例を制定したことを踏まえ、条例の規制対象となる飲食店に対して、十分な財政支援を継続して図ること。

4 高齢者が生きいきと暮らせる社会の実現

(1) 認知症対策

- 認知症サポーター、認知症地域支援推進員の育成に努めるなど認知症対策の充実を図ること。
- 増え続ける認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度のより一層の利用促進に向けて、専門職団体等とも連携しながら、オール大阪での取組みを進めること。

(2) 介護基盤の充実

- 介護離職ゼロを目指し、介護人材の確保と離職防止のため、給与面での待遇改善を図ること。

- 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護拠点の建設を促進し、入所待機者を解消するとともに、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー確保のための改修に取り組むなど介護基盤の充実を図ること。

(3) 地域医療介護総合確保基金事業

- 関係団体や市町村等の意見を十分取り入れ、引き続き確実に事業が実施できるよう所要予算額の確保を行うこと。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、専門職が役割を發揮できるネットワーク化の整備を支援すること。

(5) 高齢者運転免許自主返納者の移動手段の確保

- 車の運転をやめて自由に移動する手段を失った高齢者は、その後も運転を続ける人と比べ、要介護状態のリスクが上がるとの研究結果もある。高齢者が免許を返納しやすい環境づくりとともに、返納後の支援対策を市町村と連携しながら進めていくこと。

(6) 高齢者虐待の防止

- 家庭内や施設で高齢者が虐待を受ける痛ましい事件が後を絶たない。虐待は、高齢者の尊厳を傷つける許されない行為であり、発生予防および早期発見・早期対応の徹底が求められる。府は、市町村や所管の高齢者施設等と連携し、さらなる高齢者虐待防止に努めること。

5 インクルーシブ社会の実現

(1) 障がい者、難病患者の雇用促進

- 障がい者を雇用する企業を強力に後押しするとともに、府内の障がい者実雇用率を法定雇用率まで引き上げること。
- 制度の狭間で取り残されている難治性疾患患者の雇用促進に取り組むこと。
- 就労継続支援事業所の支援を検討すること。

(2) 社会参加の促進と差別解消

- 障がい児の社会参加を促進するため、職業教育・進路指導の充実を図ること。

- 府民や事業者が「障がい理解」を深めるとともに、合理的配慮を始めとする差別解消の取組みの充実を図ること。

(3) 障がい者スポーツの振興

- 障がい者のスポーツの振興を図り、社会参加を一層促進すること。また、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）等を積極的に活用すること。
- 障がい者アスリートを対象としたクラウドファンディングのほか、障がい者スポーツを幅広く紹介するPRツールの活用、障がい者アスリートによる学校訪問や障がい者スポーツを学校教育に組込む工夫などにしっかりと取り組むこと。

(4) 発達障がい児者の支援

- 発達障がい児者の支援のため、切れ目のない医療と福祉、教育の連携強化や、家族支援のほか、府民啓発や理解の促進、人材育成などの取組みの充実を図ること。
- 障がいの分野にとどまらず、多分野での連携体制を構築し、早期の気づきから適切な支援につなげられるよう、発達障がい者地域支援マネジャーの適正な人員配置を進めるなど、市町村へのバックアップを強化すること。

VII 大阪の「守り」の強化

1 総合治安対策の強化

(1) 警察官の増員、交番の設置

- 安全なまち大阪の確立に向け、警察官の増員と交番等の最適化について、引き続き積極的に努めること。
- 駐在所については、引き続き地域住民の防犯対策に必要不可欠であることから、存続させること。
- 交番の警察官がパトロールや事件・事故の取扱いのため不在となる場合に、落し物の届出や各種相談に応じる「交番相談員」の拡充を図ること。
- 全国的に警察官採用試験の受験者が減少しているが、より良い人材を採用できるよう、待遇や職場環境の改善に積極的に取り組み、受験者数の増加を図ること。

(2) 要人警護の安全性の確保・強化

- 安倍元総理銃撃事件及び岸田元総理に対する爆発物使用襲撃事件を受けて、警察庁が実施した警護の見直しに基づき、大阪府における要人警護のさらなる安全性の確保・強化を図ること。

(3) 信号機及び横断歩道の設置等

- 事故危険箇所や認知しにくい横断歩道が多いなど、地域の実情を踏まえて、信号機の設置及びLED化、横断歩道の設置、路面標示の整備を積極的に行うなど、今後とも歩行者等の安全確保に努めること。特に、老朽化した設備については早期の更新を行うこと。
- 全国的なインフラ老朽化は信号機にも及んでいる。警察庁は信号制御機の更新基準をおおむね19年と規定しているが、大阪府内に設置されている信号制御機のうち約41%がこの基準を超えており。事故を防止するため、更新基準を超える信号制御機について速やかに更新すること。

(4) 安全なまちづくり

- ICTを活用したサイバーセキュリティなど、今まで以上に治安、テロ対策を進めること。
- 防犯カメラ及びLED防犯灯の設置補助などの整備促進を図るとともに、地域での防犯活動拠点の整備や資機材への助成を行うこと。
また、防犯カメラの活用方法をよく検討し、事業を通じて、より一層、警察と自治体は連携を図り、府民の安全確保に取り組んでいくこと。
- 全国的に、いわゆる「闇バイト」で集まった実行役による特殊詐欺等の犯罪が多発している。
このような事件の発生を未然に防ぐため、府県をまたいで警察や自治体との情報共有等の連携を密にする等、府民が安心して暮らせるよう対策を講じること。
- 大阪府警は少年の非行を防止するため、令和7年度から無料通話アプリ「LINE」から少年相談窓口へつなげる取組みを始めたが、積極的な広報・普及に努めるとともに、機能拡充を図ること。

(5) 自転車総合対策

- 年齢層に応じての交通安全教育の徹底、意識啓発、分かりやすい表示の自転車専用レーンなど通行環境の整備、駐輪スペースの確保、放置自転車対策等の施策を市町村と連携しながら推進するとともに、

自転車に係る安全教育の推進や警察による対策と連携した自転車走行環境の整備を拡充すること。

- 平成28年7月に自転車保険の加入が義務付けられたことを踏まえ、加入率100%に向けて自転車保険に対するさらなる府民認知の向上を図ること。
- 令和6年11月1日から、自転車による交通事故防止を主な目的とした改正道路交通法が施行され、令和8年4月からは自転車の交通違反に対して反則金の納付を通告する、いわゆる「青切符」による取締りが行われることになった。

「青切符」による自転車の取締り対象は「悪質で危険な行為」とされているが、例えば「歩道を通行する全ての自転車が取締りの対象となる」等の誤解を生じていることが多い。

非常に多くの府民に影響がある改正であることから、府民の安全を守るためにも、重点的に取り締まる違反行為などに関する基本的な考え方について、積極的な広報・周知に努めること。

- 令和5年4月から全年齢層で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたが、府内の着用率は全国ワーストが続いている。大阪府下では、自転車を利用中の交通事故死者数および重傷者数についても全国ワーストが続いており、自転車を取り巻く交通事故の情勢は大変厳しい。
万が一、事故が発生した場合でも被害を軽減できるよう、購入費助成も含め、ヘルメットの着用促進に向けた効果的な取組みをさらに進めていくこと。

(6) 交通安全対策

- 府民を交通事故から守り、快適な歩行空間を提供するため、歩道設置、道路照明灯（幹線道路の歩道照明を含む）、防護柵などの交通安全施設の整備を進めること。また、歩行空間のバリアフリー化や通学路指定がされていない等の撤去方針に合致した横断歩道橋の撤去に努めるとともに、コミュニティ道路、歩道設置など通学路の安全対策、幹線道路を中心とした交差点形状の改良などの交通事故抑止対策を拡充すること。
- 令和6年の府内交通事故死者数は、127人と3年ぶりに全国ワーストを返上するも、令和7年6月末時点においては58人（前年対比+4人）の方が亡くなられたと聞いている。

交通死亡事故抑止に向けて、自動車や自転車の運転者、歩行者に対する交通事故防止の啓発や、交通取締りの強化等の対策を早急に実施すること。

- 大阪府では平成23年に策定された「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、都市計画道路の見直しが行われている。基礎自治体における府道のうち、交通量が多いバス路線でありながら、狭隘で歩道もなく、安全性に問題があるにもかかわらず、計画が廃止された路線では、永く、地域住民より歩道整備などの安全対策の取組みが求められている。
交通安全事業として路線の状況に応じた安全対策を図っているとは思うが、早期に歩行者等の安全確保が図られるようにすること。
- 歩行者の安全確保のため、路面標示を適切に更新し、視認性を高めること。
また、道路管理者と交通管理者が連携し、路面標示の更新箇所や時期を共有すること。
- 鉄道においては、国や地元市町と連携しプラットホームからの転落防止を目的とした可動式ホーム柵の計画的な整備促進に努めること。
- 高齢運転者及びその家族に対し、安全運転サポート車の普及啓発に積極的に取り組むとともに、関係機関などと緊密に連携を図りながら、高齢者の特性に応じた、きめ細かく実効性のある取組みを推進し、高齢運転者による交通事故の防止に努めること。
- 電動キックボードは手軽に乗れるパーソナルモビリティとして普及しつつあるが、道路交通法及び道路運送車両法上では「車両」の扱いになる。違法走行等する車両については、警察において厳正に取り締まるとともに、あらゆる機会を通じて交通ルールの遵守について、周知徹底をはかること。

(7) 悪質商法・詐欺対策

- 消費者被害を未然に防止するため、消費者保護条例の積極的運用と関係機関との連携を図るとともに、消費生活センターの機能の充実強化、相談事業の府民への周知徹底などにより、消費者の利益保護に努めること。
- マイナンバーカードの普及促進に向けて、交付体制の充実強化はもとより、多目的利用の検討を進め、府が保有する個人情報の漏洩等が発生しないよう、より一層の情報セキュリティ対策に取り組むこと。また、府が保有する個人情報の漏洩等やなりすましによる被害者を生み出さないための対策をしっかりと講じるとともに、予算措置や指導助言といった市町村支援に努めること。
- 高齢者だけでなく幅広い年代においてインターネットバンキングの利用等による高額な被害が出ているオレオレ詐欺をはじめ、被害

が拡大しているSNS型投資・ロマンス詐欺への抑止対策を重点的に進めること。

- 特殊詐欺の被害抑制に向け、まずは大阪府警のさらなる活動が求められる。そのうえで、特殊詐欺対策が盛り込まれた改正「大阪府安全なまちづくり条例」が実効性のある条例となるよう、府民や事業者等に対して幅広く周知啓発を図るとともに金融機関やコンビニエンスストアをはじめとする事業者等と連携していくこと。
併せて、府民を特殊詐欺等の犯罪に加担させないよう、幅広い年齢層に対する効果的な加担防止対策に取り組むこと。

(8) 大麻対策

- 警察における2024年の大麻事犯に係る検挙人員は、全国で6,078人（警察庁調べ）、府下で668人（大阪府警調べ）だった。大麻は、規制薬物乱用の「入口」と言われているが、まん延の背景には大麻乱用の危険性・有害性に対する認識の甘さが挙げられている。大麻によって健康が害され、幻覚作用や思考力低下、認知障害を引き起こすリスクなど、その危険性や違法性についてもあらゆる機会を通じて周知徹底していくこと。
- 若年層を中心に増加傾向にある大麻事犯の未然防止を含めた対策の強化をはかること。また、近畿厚生局麻薬取締部、大阪税関などの関係機関と連携して薬物の需要根絶と供給源の遮断に努めること。

(9) 貧困ビジネス対策

- 不正受給や貧困ビジネスの介在を排除するため、現物給付の拡大に引き続き取り組むとともに、民間住宅家賃の代理納付の拡充に取り組むこと。

(10) 違法民泊対策

- 違法民泊に対する住民不安の高まりや、実際にトラブルが発生している中、より一層の違法民泊対策が必要である。「違法民泊通報窓口」の設置や、違法民泊の徹底した調査と実態把握を行う調査員を配置するなど、効果的な対策を講じること。

(11) 大阪府警察における通訳体制

- 訪日外国人の今後のさらなる増加を見据え、来阪外国人が、「世界一安全な大阪」を体感、アピールできるよう引き続き、国際化社会に適切に対応できる警察力は十分に確保されなければならない。その

目的を達成するため、警察職員に対する語学教養の充実、民間通訳人の確保、語学能力者の優先的な採用などの必要な体制を整えていくこと。

2 水際対策

(1) 健康危機管理等の体制

- 健康危機管理事象の発生時においては、関係機関との連絡調整の上、速やかに必要な措置を講じるとともに、府民に対して的確な情報提供を行い、健康被害の拡散を防ぐこと。さらに、関西国際空港において、海外から持ち込まれる可能性のある感染症（麻しんなど）対策を充実させること。

(2) 外来生物等への対応

- 強い毒性を持つヒアリなど人体に害を及ぼす外来生物が国内各地で確認されている。大阪港や関西空港など海外との玄関口である港や空港を有することから、外来生物に対し水際で防ぐことが最も重要であるが、府内で繁殖が確認された場合は確実に駆除すること。
- ヒアリの危険性や対処方法等について、引き続き府民周知を図ること。
- 大阪の生態系等に被害を及ぼすおそれがある外来種等について管理や抑制が必要であることや、野生動植物の保護も重要である。そのため、生態系の保護の観点から、「野生動植物との共生に関する条例」を策定し、府民の意識醸成を図っていくこと。

3 自殺対策

- 大阪府における自殺者数（令和6年1,279人）、自殺死亡率（令和6年14.6%）は、前年より減少したものの新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年より多く高止まりとなっており、中でも30歳未満の自殺者数は増加傾向が続いているなど、特に若年層向けの支援は急務であり、学生や妊産婦などの自殺予防や相談体制を充実するため、行政はもとより、大学や民間団体など関係機関との連携による取組みをより推進すること。

4 民生委員・児童委員制度の充実

- 昨今の少子高齢化の進展、社会・経済環境の変化に伴い、地域社会を支える民生委員・児童委員の役割は重要なになっているが、大阪府の委嘱数は充足していない。今後、民生委員・児童委員を取り巻く環境

変化に持続的に対応していくため、業務の負担軽減策を講じるとともに、次世代担い手の確保策も進めること。併せて民生委員・児童委員の活動を顕彰し、その活動状況をPRするなど、府民理解を進める啓発を充実させ、活動環境を整備するための予算を確保すること。

5 地域福祉の推進に向けて

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域の福祉活動の要となる存在であり、かねてより府内全中学校区に各1名の配置が目標とされてきたが、現在も未達の状況となっている。第5期大阪府地域福祉支援計画においても政令市・中核市を除く全中学校区への配置が目標として掲げられているが、当該目標を達成するため、市町村への働きかけを強め、府交付金の増額を図ること。

6 サイバーセキュリティ対策の強化

- 府有施設のサイバーセキュリティ対策のさらなる強化をしていくこと。また、ノウハウ等について市町村への支援を行っていくこと。
- 府警と協力しながら、サイバーセキュリティの強化に努めていくこと。

7 拉致被害者の啓発等

- 市町村立小学校6年生と市町村立中学校3年生の全クラスでアニメめぐみを視聴すること。また、北朝鮮人権侵害問題啓発期間において全市町村立小中学校内の啓発ポスターを掲示することや北朝鮮による拉致被害者の救出を願う意思表示であるブルーリボンを課長級以上の職員は着用すること。以上3点について、100%を目指していくことで拉致被害者への府民の関心と認識を深める取組みを進めること。

8 過疎地域を支え守る取組み

- 全国的に人口減少が進む中、令和2年の国勢調査の結果を受け、大阪府の過疎地域として、千早赤阪村、岬町に続き、令和4年4月に新たに大阪府の過疎地域に豊能町と能勢町が公示された。

4町村においては、過疎地域持続的発展計画を策定し、同計画に基づき、移住・定住の促進をはじめ、地域間交流の促進や産業の振興といった取組みを進めており、大阪府においては、こうした過疎地域のさらなる人口減少をくいとめるためにも、過疎地域の持続的発展に向けてしっかりと支援していくこと。

VIII 大阪府政の立て直し

(1) 優秀な人材確保・組織体制の強化

- 公募部長の採用にあたっては、原則公募制を廃止し、「公募することができる」とする規定に改めること。また、採用にあたっては、部長としての適性を厳正に見極め判断すること。
- 相対評価による人事評価については、本来の人事評価制度の目的が達成されているとは言い難いため、制度を抜本的に見直すこと。
- 近年、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが社会問題化しており、府職員についても例外ではない。職員の心身の健康や就業環境を確保するため、現状を把握し必要な取組みをすすめること。

(2) 新公会計制度の活用

- 大阪府の厳しい財政状況の中、財務状況を的確に把握し、コスト分析や施策評価など、府政運営に資する制度として、新公会計制度を活用するとともに、「財政の見える化」に努め、府民にとって分かりやすい内容とすること。併せて新公会計制度のメリットを積極的に府内の市町村に情報発信を図ること。

(3) 文書管理条例の制定

- 今後、森友問題のような「文書が残っていない。」というような事案が二度と発生しないためにも、作成すべき文書の適正な管理と保存の徹底を図るための条例化を行うこと。

(4) 働き方改革の推進

- 職員の働き方改革については、働き方改革関連法の成立の趣旨を踏まえ、職員の健康保持の観点からも月80時間以上の長時間労働の是正を進めるとともに、サテライトオフィスを府内全域に拡充することによるテレワークの推進など、真の働き方改革を推進すること。
- 生成AIは、DX推進の起爆剤になりうるとして、現在多くの自治体で導入され、実証実験等が進められているところ。府においても、庁内生成AIシステムが導入されているが、定期的な効果検証を重ね、さらなる利用率の向上を図り、業務効率化につなげること。
- 庁舎執務室の空調運転については、やむを得ず超過勤務を行う職員の健康保持の観点から、運転時間の延長が可能となるよう、各執務

室において個別に調整が可能なパッケージエアコンの導入を進める
こと。

- 女性活躍推進に向けて、男性の育児参加を進めるためにも職員研修等の場を通じて職員の意識啓発を図るなど、男性職員が子育てに参加しやすい職場環境づくりを着実に進めていくこと。
- 教育職員については、令和6年度の1人あたりの年間時間外在校等時間は全日制で370.2時間と依然として高い水準にある。

健康保持の観点からも、管理職である校長・准校長、教頭と管理職以外の教員双方のさらなる意識改革や部活動指導員の拡充など、時間外勤務の縮減に繋がる取組みを進めていくこと。